

ふるさとまつり・たが楽市レポート
 あなたの気になる樹調査
 多賀町通学合宿
 市町村合併～各種事務事業の取扱い～
 ふるさとクロスワードパズル

11
 2003年
 No.675

広報



tagatown.jp

広報たが

広報たが 11月号 発行 多賀町役場 編集 企画課 T522-0341
 毎月発行 通巻第675号 印刷 有限会社 エー・サイン

滋賀県犬上郡多賀町多賀324 電話 0749-48-8122



表紙の写真

11月の火災予防週間にあわせ、多賀保育園の園児による「幼年消防隊」が、火災予防の啓発活動を行いました。

当日は天候にも恵まれ、小さな隊員たちは、はじめての消防車に興味津々でした。

(写真は11月11日のようす)

掲・示・板
 心のギャラリー



「たがのホームページ」の
 トップページが
 新しくなりました!

★新しくなったところ★

- ▶「ヘッドライン」ニュースの項目を追加しました。ホームページをご覧の皆さんに、いち早く情報をお伝えするために効果を発揮します。
- ▶トップページから各課のページが、直接開けるようになりました。
- ▶ページの右側に「クイックリンク」として、人気の高いページのリンクを配置しました。
- ▶検索システムの導入で、「たがのホームページ」の中の情報が検索できるようになりました。
- ▶できるだけ毎日の更新を実現するために、「担当者のつぶやき…」として管理者の声を掲載しています。

編 集 後 記

多くの方にご来場いただきました『第16回多賀町ふるさとまつり』。お天気にも恵まれ、ほっとしています▶今回は、キャラクターショーに替わってよさこい踊りを披露していただきました。これは、将来多賀町でもチームができることを期待しながら企画しました。どうやら、「よさこい踊りをしてみよう」という声もちらほら聞こえてきています。

kikaku@tagatown.jp (は)



多賀町 ひとの動き (平成15年10月末 現在)

人 口	8,543人 (-22人)	男 性	4,063人(-11)
		女 性	4,480人(-11)
世 帯 数	2,575世帯(-1)		

多賀町町民憲章

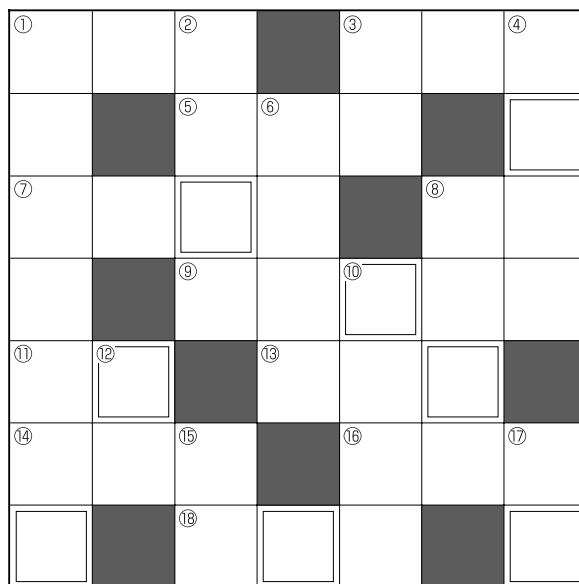
鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

- わたくしたち多賀町民は
- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくりたい。
 - 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくりたい。
 - 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくりたい。
 - 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくりたい。
 - 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくりたい。
- 昭和53年11月10日制定

★多賀町ホームページでもご覧いただけます★

<http://www.tagatown.jp/>

ふるさとクロスワードパズル



もんだい■
 クロスワードを解答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

ヒント■お父さんやお母さんにありがとう。

横のカギ

- ①ネコ科。毛色は黄色に黒点を持つ。
- ③○○○さんが転〜んだ♪
- ⑤機械。
- ⑦雑草が生えてきました。何とかしなくちゃ。
- ⑧山のいただきのとがった所。
- ⑨陸上競技で普通400m以下の種目。
- ⑩○○の心子知らず。
- ⑬両性○○。
- ⑭動力(仕事率)の実用単位。
- ⑯水などを含んで口やのどをすすぐこと。
- ⑰○○○の国のアリス。

縦のカギ

- ①警察緊急通報用電話。
- ②馬をひいて人や荷物を運ぶ仕事をしる人。
- ③階○○。○○階。
- ④新鮮さを失うようになる傾向。
- ⑥むかしのオーストラリアの貨幣単位。
- ⑧シヨウガに似て、葉味・漬け物として食する。
- ⑩野球・テニス・サッカー・ゴルフ・卓球・ホッケーの類。
- ⑫○○甲斐のある仕事。
- ⑬公共事業などに金銭や物品を贈ること。
- ⑰赤・青・緑・黄…など。

先月号のこたえは…
 ふるさとまつり
 だった。

有線 FAX 2-201-8
 Eメールでもお待ちしています。
 <taga@tagatown.jp>

締め切りは平成15年12月10日です。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈いたします。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

なお、おたよりの内容は抽選とは無関係です。

応募方法

官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を役場企画課までお送りください。有線FAXでも結構です。

第8回 たが楽市

第16回 多賀町ふるさとまつり

10月18日、19日に、多賀大社前駅周辺で「第16回多賀町ふるさとまつり」が開催されました。当日は、まさに秋晴れで、多くの方にもつりをたのしんでいただけたのではないのでしょうか。「よさこい踊り」は会場全体で盛り上がりつつあります。ご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。



▲文化展も力作ぞろいでした。



▲多賀中学校吹奏楽部による演奏。



▼ジャグラー登場！



▲木工体験コーナーも大人気。



▲模擬店にもぎわいました。



▲猿楽も奉納されました。



▲キュートなキッズピクス。

▲大君ヶ畑のカンコ踊り

会場内も盛り上がった「よさこい踊り」。



▲好評だったお餅つき



▲共同で開催された「繪馬スタンプラリー」



▲恒例となった「マグロの解体・即売」



▼大人気の「繪馬体験」



◀わら細工では職人さんが大奮闘！



▲紙ヒコーキとばしもありました



▲全員が楽しみにしていた「ゆめカード抽選会」



▲子どもたちが「あきない体験」をしました。

▼街頭では、ライブパフォーマンスも行われました。(多賀ギタークラブのみなさん)



ちびっ子たちに大人気の「手作りクラシックカー」

図書館ニュース

お問い合わせ先
多賀町立図書館（あけぼのパーク多賀）
有線●2-1142 電話●48-1142
休館日●毎週月・火曜日、毎月最終木曜日、祝日の翌日（平日）
E-mail tosho@tagatown.jp

おはなしのじかん
絵本や紙芝居を読みます。お話の世界を楽しんでください。
日時 11月29日(日)、12月6日(日)、同13日(日)、同20日(日) 15時～
場所 絵本コーナー

クリスマス会
子育てグループどんぐりさんとの共催です。今年もサンタさんくるかな？
日時 12月7日(日) 14時～
場所 あけぼのパーク多賀2階大会議室
対象 子どもと保護者
内容 おはなし会・コンサート・手づくりあそび

付録おわけ会
雑誌の付録などをみなさんにおわけします。
日時 12月20日(日) 16時～
場所 図書館内

おわけ会
本のリサイクルのため、図書館で不要となった本や雑誌をみなさんにおわけします。
日時 11月30日(日) 14時～
場所 対面朗読室
内覧展示 11月23日(日)～同30日の午前中

映画会
大きなスクリーンでゆったりとお楽しみください。
日時 12月13日(日) 14時30分～
場所 あけぼのパーク多賀2階大会議室
作品 「キッズ・リターン」(北野武監督)
対象 一般

5歳児絵画展
町内の保育園・幼稚園の5歳児さんによる絵画を展示します。
会期 12月10日(日)～同27日(日)
会場 あけぼのパーク多賀 ホール

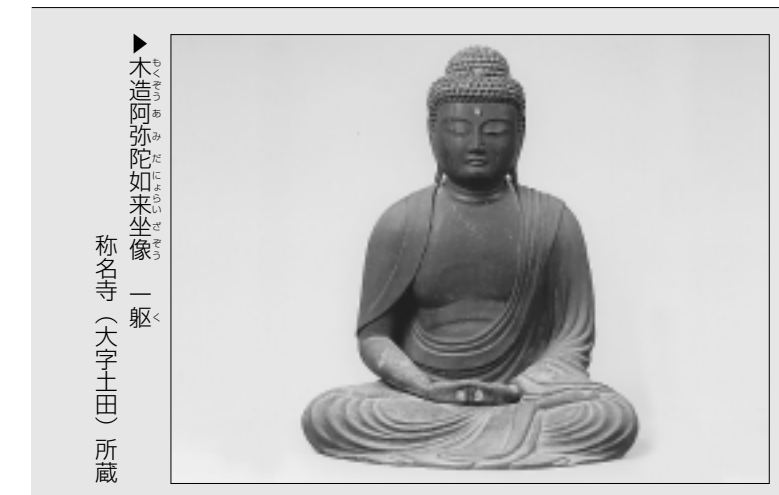
移動図書館さんさん号巡回のお知らせ

(平成15年11月～平成16年3月)

	第1・3金曜日	第2・4火曜日
12月	5日・19日	9日・24日(水)*
1月	9日*・23日*	13日・27日
2月	6日・20日	10日・24日
3月	5日・19日	9日・23日
巡回場所 (停車場) 駐車時間	藤瀬 (草の根ハウス前) 10:05～10:30	大君ケ畑 (集会場前) 10:25～10:50
	川相 (皆様の店くぼ駐車場) 10:40～11:05	佐目 (集会場前) 11:10～11:35
	大滝小学校 (渡り廊下) 12:50～13:30	多賀小学校 (玄関) 13:00～13:40
	大杉 (自警団車庫横) 13:50～14:20	犬上ハートセンター* (玄関)(第4火曜のみ) 14:00～14:40
	富之尾保育所 (近隣駐車場) 14:50～15:20	猿木 (西光寺前) 15:00～15:30
	萱原保育所 15:40～16:15	清涼保育園 15:50～16:20

12月							1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

□…休館日



木造阿彌陀如来坐像 一躯
称名寺(大字土田) 所蔵

お問い合わせ先
多賀の自然と文化の館(多賀町立博物館)
有線●2-2077 電話●48-2077 ファクシミリ●48-8055
休館日●毎週月・火曜日、祝日の翌日

多賀の自然と文化の館ホームページ
http://www.tagatown.jp/akebono/
http://www.biwa.ne.jp/taga-mus/
E-mail taga-mus@mx.biwa.ne.jp

MUSEUM
多賀の自然と文化の館
博物館 情報BOX
INFORMATION

気になる樹の例
・ 通りからの眺めがきれいで、みんな楽しんでもらっているその庭木
・ 近所にはないような珍しい樹や、美しい花や実をつける樹
・ 歴史の生き証人で大事にしたい樹
・ ちよっぴり迷惑しているけれど、なぜか親しみを感じる樹
・ 枝が切られたり傷つけられたりしても元気な樹
・ みんなの思い出が詰まっている樹
・ 信仰の対象になっているような樹
・ 人がなると言おうと、あなたにとって一番の樹
調査票は、博物館にあります。区

多賀町内にある あなたの気になる樹調査にご協力をお願いします。
今回、博物館では約1年間をかけて樹の調査を実施します。多賀町には、向之倉というところに幹の太さが県下最大のカツラの樹があります。皆さんの周りにも、ちよっと気になる樹がありませんか？それは、天に向かってそびえる大木だけではありません。変わった花をつける樹、おもしろい形をしている樹、言い伝えのある樹など、あなたの知っている気になる樹を教えてください。



長さんをお願いして配布させていただきます。気になる樹の例を参考に協力をお願いします。
ご記入いただいた調査票は、お手数ですが直接左記までお持ちいただくかファックスにてお届けください。
受付期限：平成16年12月26日
送り先：多賀の自然と文化の館(多賀町立博物館) (有)2-2077 48-2077(F)48-8055



▲友だちをいっぱいつくろう。なかよくしてね。

10月23日から25日まで、多賀町中央公民館において「多賀町通学合宿」を開講しました。通学合宿は、子どもたちが家庭から離れ、友だちと協力して生活体験をしたり、学校・学年の枠をこえて幅広く友だちと交流したりすることで、「生きる力」を高めることを

多くのボランティアさんに支えられて 多賀町通学合宿

町内児童27人が参加、楽しい思い出ができました



▲ボランティアのみなさんに支えられ、カレーづくりを体験しました。

目的としています。今回の通学合宿は、のべ30人近くのボランティアの方々に支えていただきました。早朝からの朝食準備や夕食準備、登下校時の安全確保・付き添いなど、本当にありがとうございました。子どもたちは、「新しい友だちができた。」「みんなが入ったお風呂が楽しかった。」「目を輝かせていました。」

わくわく すぽーつランド

お問い合わせ先
多賀町B&G海洋センター
有線●2-1625 電話●48-1625 ファクシミリ●48-1884
E-mail bg@tagatown.jp

体指のかわらばん

いろいろなイベントや大会などにいつも参加し、協力してくださっている体育指導委員（体指）の皆さんをご存じですか？ おそろいのトレーニングウェア姿でいつもニコニコ、皆さんの健康づくりをお手伝いしています。

今回、10月19日の「たが楽市」でも、ニュースポーツ『ディスクゲッター』の紹介と体験コーナーを担当されました。これからも皆さんのご要望にこたえていただきます。



▲区間10位と大健闘の田中さん（左側）

第3回びわ湖男女駅伝大会
10月5日、さわやかな秋風のもと、美しい琵琶湖畔を舞台に、第3回びわ湖男女駅伝大会が開催されました。県立芸術劇場びわ湖ホールをスタート、伊香体育館をゴールとした、全長95.5km（全12区間）の壮大なコースで行われました。この大会の中で県内市町村対抗の部として第50回滋賀県民駅伝大会が、9区（滋賀県水産試験場）から12区（伊香体育館）までの4区間（36km）で行われ、多賀町からは田中滝彦さんが犬上郡チームの第2走者として、トヨタびわ湖荘から豊公園までの10.2kmを力走、区間10位と貢献され、最終結果は38チーム中、22位でした。

第33回字別ソフトボール大会

10月26日、町民グラウンドにおいて、字別ソフトボール大会が開催されました。好プレー、珍プレー続出の熱戦が繰り広げられました。

決勝戦は、最終7回、16対16で決着がつかず、2チームの優勝となりました。

優勝 藤瀬 チーム
川相 チーム



▲両チーム一緒になかよく授賞式。なかなかの好試合でした。

いくせい

多賀町青少年育成町民会議

大人が変われば、子どもも変わる

子どもも変わる

多賀町青少年育成町民会議
家庭教育部会長 北川 由三

青少年健全育成のスローガンでもある、「大人が変われば、子どもも変わる」運動は、大人が変わらない限り、子どもは変わらない。このままの状態では、もっと悪くなるという厳しい問題を突きつけられているのです。そこでどう変えるかが課題だと思います。

実際、親と子がどういう関わりを持つのかという事です。

そのねらいは、20年、30年後を見つめながら、その赤ちゃん、どう健やかに、心豊かに、優しい心を持って育ってほしいかということであり、実際の効果は、先の先にできるものだと考えます。

今、日本語が乱れていますし、もの考え方、価値観がまるで変わってきています。また、秩序というが、社会

ふるさとまつりダンス発表

10月19日のふるさとまつりの特設ステージで、海洋センターの二つの教室から、ダンスの発表を披露してくれました。天候に恵まれ、大勢の観衆が見守る中、親子リズムダンスは、お母さんと一緒に仲良くかわいく、そしてキッズピクスはアイドルのように華やかに元気良く、どちらもいつもよりおしゃれをして、とてもよい発表ができました。



親子リズムダンス▶
▼キッズピクス



的なルールが、どんどん崩れてきています。私のように古い時代に生きてきた人間は、夫婦が仲良く、子どもを授かり、その子どもを温かく育てて、そこに幸せを感じるという価値観がありました。ところが今、そういう家庭の中に幸せを見つけていくという意識が、若い人たちの間に非常に希薄になってきているように思えます。子どもを産んだら一生縛られます。それよりも自分自身の人生を大事にしていきたいし、やりたいこともあるし、現に能力もあります。しかも男女同権論、社会的に人権という点でも平等です。自分を大事にすることはいいのですが、青少年の健全育成にとってはどうなのかといった現実があるわけで、この現実の中でどこをどう変えるべきか、みんなが自分自身の問題として取り組んでいきたいものです。

「えべっさん」から人権を学ぼう！

人権の詩

人権文化にあふれる
輝くあしたへ
そこには、やさしさを
ぬくもりがぎゅっしりこ
つまっています。
あなたも
ふれてみませんか！



11月30日(日) 13時 開演 参加無料！

場所 多賀町中央公民館
講演 演題「春よこい」箱廻し三番舞えびす舞に思いをよせて
芝原生活文化研究所(代表 辻本 一英さん)
演者 中内正子さん・南 公代さん・酒井理恵さん

★箱廻しとは…

箱廻しとは人形芝居の一種です。
数対の木偶(人形)の操作と口上をすべて一人で行うのが特徴です。木偶
など一式を箱に入れて各地を訪問したことから箱廻しと呼ばれていました。
商売繁盛・五穀豊穰・無病息災・家内安全を祝福する祝福芸「えびす舞」
屋外に屋台を組んで外題を演じたものなどがあります。
わたしたちの身近なところには、いろいろな伝統芸能や文化があります。
その伝統芸能や文化を支え、伝えてきた人たちがいます。その人たちの生き
ざまや、思いにふれてみましょう。
託児所も設けてあります。お気軽にご参加ください。

風邪・インフルエンザを予防しよう！

寒さが増してきた今このころ、風邪
やインフルエンザのはやる季節になっ
てきました。風邪やインフルエンザは日常
生活のちょっとしたスキをいつて入り込
んできます。

風邪をひかないようには、ふだ
んから体力づくりと健康管理を心がけ
ることが大切です。風邪、インフルエン
ザの予防の基本をご紹介します。

1. 手を洗う



ウイルスは、
空気感染よりも
人と人の手を伝
わって感染する
ことのほうがは
るかに多いた
め、基本的な予
防対策といえま
す。

2. うがいをする

うがいは口の
なかにいる細菌
やウイルスを洗
い流す作用があ
り、口の中を清
潔に保つために
簡便でよい方法です。



3. 室内の換気と湿気に注意する

汚れた空気がよどんでいれば、ウイ
ルスだけでなく健康そのものに影響を
与えます。ときどき換気するようにし
ましょう。

多くの暖房器具は、室内の空気を乾
燥させてしまいます。乾燥した空気は
ウイルスに
好都合とな
り、また、
風邪をひい
ている人の
のどをさら
に痛めるこ
とになります。



とになります。湿度にも気をつけてく
ださい。

4. 厚着をしすぎない

厚着は、外気の温度変化に対する適
応力を弱めます。また、不必要な発汗
作用を引き起こす原因ともなります。
厚着は避け、活動しやすい服装にしま
しょう。

5. 抵抗力をつける

バランスのとれた食事を3度きちん
ととり、適度な睡眠、運動を心がけま
しょう。



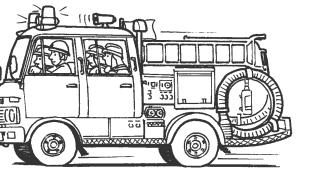
また、インフ
ルエンザについ
てはワクチンの
接種も予防の方
法の一つです。
ワクチンはそ
の年に流行されるウイルスの型を調べ
てつくられます。11月～12月の間に大
人は1回、子どもは1～4週の間隔で
2回接種します。

なお、町では満65歳以上の方のイン
フルエンザ予防接種を行っています。
対象者の方にはすでにお知らせしてい
ますが、ご
質問等あり
ましたら福
祉保健課ま
でお願いま
す。



消防

犬上分署・多賀町消防団



ガス機器による出火防止

火災は、ちょっとした不注意から起こ
ります。家の中に潜在する火災の危険を
排除し、安全で快適な町づくり一人ひ
とりが努めていただくために、今回は、
「ガス機器(こんろ)による出火防止」に
ついて説明します。

台所での火災原因がもっとも高いの
がこんろです。そのほとんどが、火の
消し忘れです。

火をつけたまま、その場を離れない！

電話 来客・掃除・洗濯・テレビ、買い物な
どで、こんろのそばを離れるときは、必ず
こんろの火を消してから離れてください。
天ぷら油を加熱中に火災となる事例
が相変わらず発生しています。天ぷら
油は、温度が370度前後になると油
自体が発火して燃え上がります。時間
にすると20分から30分で天ぷら油が自
然に発火し燃え出します。

こんろのまわりに燃えやすい物を置かない！

ふきん、紙パック、ペットボトルやポー
平成一五年度 防火標語 その油断火から炎へ災いへ

ルなどのポリエスチレン製品、くすかご等
は燃えやすく、火に触れると燃えます。
こんろは壁から15cm以上はなす！
長い期間にこんろの熱が壁の奥に伝
わり、内部が炭化して火災になります。
こんろと壁の間は、離すようにしまし
ましょう。

こんろに衣類を近づけない！

毛羽立った衣類やそで口の大きいも
のは、火が走りやすく、やけどや火災
の原因になります。こんろのそばでは、
衣類に気をつけてください。

消火方法 もしもの時

消火器がある場合▼鍋の中の油が飛び
ちらないように鍋のふちにかけるか、
壁を利用して反射させるなど火を広げ
ない消火が大切です。火が消えたら、
ガスの元栓を閉めましょう。

消火器がない場合▼濡らしたタオルや
大きなふたなどを使い、手前からすべ
らせるようにかぶせ、空気を遮断して
消火します。火が消えたら、ガスの元
栓を閉めましょう。

危ないからやめて！

天ぷら油に火がついた時、一番危険
なことは、水をかけることです。かえ
って火が大きくなり、まわりの物に火
が移ったり、やけどをしたりします。
天ぷら油の火災では、絶対に水をかけ
ないようにしてください。



インフルエンザにかかると どうなるのか？

感染から数日以内に発症します。
40℃前後の高熱をとめない、他の風邪
と比べて重い症状が出ますが、通常は
1週間程度で治癒に向かいます。

主な症状	感染後の日数
発熱	0 - 6
全身倦怠感	0 - 6
頭痛	0 - 6
関節痛、筋肉痛	0 - 6
咽頭痛	0 - 6
くしゃみ、せき	0 - 6
鼻水	0 - 6
下痢	0 - 6

発症後、2～4日後が最も症状が重く、
また他の人にうつす可能性があります。

こんにちは!

保健師です
福祉保健課(有)2-2021 (電)48-8115
E-mail hoken@tagatown.jp

市町村合併を考える



第14回彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会が10月21日ひこね燦ばれすで開催され、使用料、手数料等の取扱いについて（その4）・各種事務事業の取扱いについて（その6）が協議され、確認されました。

項目	現況				確認された内容
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町	
上水道使用料	一般用 基本料金(10㎡まで) 口径13mm以下 1,000円 超過料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 130円	一般用 基本料金(10㎡まで) 口径13mm以下 1,400円 超過料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 110円	一般用 基本料金(10㎡まで) 口径13mm以下 1,500円 超過料金(1㎡につき) 150円	一般用 基本料金(10㎡まで) 口径13mm以下 1,200円 超過料金(1㎡につき) 130円	平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から3年を目途に審議会を開催し決定する。
下水道使用料	一般排水 基本料金(10㎡まで) 1,160円 超過料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 128円	一般排水 基本料金(10㎡まで) 1,200円 超過料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 130円	一般排水 基本料金(10㎡まで) 1,200円 超過料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 130円	一般排水 基本料金(10㎡まで) 1,200円 超過料金(1㎡につき) 10㎡を超え30㎡まで 130円	平成16年度は合併時の料金とし、新市における財政状況を考慮し、平成17年度から3年を目途に改定する。
介護保険料	月額3,148円	月額3,644円	月額3,540円	月額2,892円	第2期(平成18年3月)までは現行のとおりとし、第3期(平成18年4月)から統一する。
普通徴収の納期	10回(6月～3月)	10回(6月～3月)	10回(6月～3月)	9回(7月～3月)	10回(6月～3月)とする。
保育園の保育料 各年齢の階層別 抜粋による保育料	0,1,2歳児 64,000円以上 72,000円未満の場合 の保育料月額 37,000円 所得税の額 72,000円以上 160,000円未満の場合 の保育料月額 44,000円	0,1,2歳児 30,000円以上 80,000円未満の場合 の保育料月額 29,000円 80,000円以上 140,000円未満の場合 の保育料月額 38,000円	0,1,2歳児 40,000円以上 80,000円未満の場合 の保育料月額 35,000円 80,000円以上 140,000円未満の場合 の保育料月額 42,000円	0,1,2歳児 64,000円以上 120,000円未満の場合 の保育料月額 30,000円 120,000円以上 160,000円未満の場合 の保育料月額 35,600円	国が定める徴収基準額の85%を徴収基準額とする。 0,1,2歳児 所得税の額64,000円以上160,000円未満の場合の保育料月額 38,000円
○3歳児 第6階層 所得税の額 160,000円以上 408,000円未満の場合 の保育料月額 35,000円	3歳児 所得税の額 140,000円以上 200,000円未満の場合 の保育料月額 29,000円	3歳児 所得税の額 140,000円以上 370,000円未満の場合 の保育料月額 36,920円	3歳児 所得税の額 160,000円以上 408,000円未満の場合 の保育料月額 37,000円	3歳児 所得税の額 160,000円以上 408,000円未満の場合 の保育料月額 35,000円	
○4,5歳児 第5階層 所得税の額 64,000円以上 160,000円未満の場合 の保育料月額 28,000円	4歳児 所得税の額80,000以上 140,000円未満の場合 の保育料月額 26,000円 5歳児 80,000円以上 140,000円未満の場合 の保育料月額	4,5歳児 所得税の額 80,000円以上 140,000円未満の場合 の保育料月額 30,740円	4,5歳児 所得税の額64,000以上 120,000円未満の場合 の保育料月額 27,000円 120,000円以上 160,000円未満の場合 の保育料月額 31,000円	4,5歳児 所得税の額64,000以上 160,000円未満の場合 の保育料月額 25,000円	
保育所就学援助	3階層以下の児童1人につき月額1,000円	なし	なし	なし	合併時の彦根市の制度を基本に新市において調整する。
へき地保育料	なし	なし	なし	月額6,500円(一律)	現行のとおりに新市に引き継ぐ。
消防団組織	分団数15分団 定員525人 現員491人	分団数2分団 定員50人 現員42人	分団数2分団 定員60人 現員57人	分団数2分団 定員60人 現員56人	彦根市の組織を基本に新市において調整する。

国民健康保険料 保険料・保険税	保険料		保険税		保険税		保険税		平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から保険料に統一する。
賦課方式	3方式 所得割・均等割・平等割		4方式 所得割・資産割・均等割・平等割		4方式 所得割・資産割・均等割・平等割		4方式 所得割・資産割・均等割・平等割		平成17年度から3方式に統一する。
保険料率等(医療分)									
項目	料率	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合	医療分の料率については、合併後の本算定時(H17.6.1)の医療費および総所得金額等の動向により決定する。
所得割	6.99%	49.76%	5.40%	36.22%	5.60%	36.60%	5.20%	41.37%	
資産割	—	—	35.00%	11.66%	40.00%	12.94%	20.00%	7.16%	
均等割	24,600円	34.99%	19,600円	34.92%	23,700円	34.77%	21,000円	35.30%	
平等割	20,400円	15.25%	20,000円	17.20%	24,500円	15.69%	19,000円	16.17%	
賦課限度額	530,000円		530,000円		530,000円		530,000円		
介護分									
項目	料率	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合	料率	賦課割合	介護分の料率については、平成17年度分の介護給付費納付金の額(社会保険診療報酬支払基金が決定。)に応じ、総所得金額等の動向により決定する。
所得割	1.35%	51.69%	0.80%	32.67%	0.60%	33.78%	0.75%	35.39%	
資産割	—	—	4.50%	9.52%	4.20%	10.16%	6.00%	10.23%	
均等割	6,600円	34.07%	6,500円	41.59%	6,000円	39.54%	6,800円	37.95%	
平等割	3,720円	14.24%	3,500円	16.22%	3,600円	16.52%	4,000円	16.43%	
賦課限度額	80,000円		80,000円		80,000円		80,000円		
土木施設整備に係る地元負担	○原則的に土木施設については、地元負担なし 市道改良および舗装等は地元負担なし 里道舗装は、集落内生活道路かつ2戸以上の場合、工事費は地元負担なし		○町道改良の場合は、地元負担なし 里道改良の場合 20～35% 戸数50戸以内 …20% 戸数50戸以上 …35%		○道路改良工事の地元負担 4m以上の道路改良:工事費の15%補償費・用地費は町100% 町道で4m以下の道路改良:工事費の25%補償費・用地費は町100% 新設した事業で舗装工事:工事費の15% 地元事業による里道改修は工事費の70%(地元)、30%(町)		○道路改良の国庫補助事業の場合は、地元負担なし。 町道改良巾4m以下:5%地元負担 里道舗装巾1.5m以上:30%地元負担 里道舗装巾1.5m以下:40%地元負担 ※側溝含む		彦根市の制度を基本に新市において調整する。
水路整備	○水路整備 水路整備は公団上の青線のみ施行する場合は、整備基準に準じて施工し地元負担なし。		○水路整備 水路改修(普通河川)の場合10%		○水路整備 地元事業による水路改修は工事費の70%(地元)、30%(町)		○水路整備 集落内排水:1/3地元負担		
上水道 加入金・分担金 口径別加入金	13mm 30,000円	13mm 70,000円	13mm 50,000円	13mm 85,000円	20mm 50,000円	20mm 70,000円	20mm 115,000円	20mm 150,000円	彦根市の制度を新市に引き継ぐ。
	25mm 80,000円	25mm 90,000円	25mm 130,000円	25mm 150,000円	30mm —	30mm 200,000円	30mm —	30mm —	
	40mm 280,000円	40mm 300,000円	40mm 300,000円	40mm 450,000円	50mm 450,000円	50mm 500,000円	50mm 500,000円	50mm 550,000円	
	75mm 1,000,000円	75mm 1,000,000円	75mm 1,000,000円	75mm 1,200,000円	100mm 1,800,000円	100mm —	100mm —	100mm 2,000,000円	
	100mm 1,800,000円	100mm —	100mm —	100mm 2,000,000円	125mm 3,000,000円	125mm 3,000,000円	125mm 3,000,000円	125mm 3,000,000円	
	100 を超える場合 13ミリ断面積比率によりその都度算出した額			150mm 5,500,000円				150mm 5,500,000円	
下水道 受益者負担金	8負担区 290円/㎡ ～350円/㎡		全町 400円/㎡		一軒あたり 160,000円 法人400円/㎡		全町 450円/㎡		現行のとおりに、新市に引き継ぐ。

田んぼの学校

教育委員会学校教育課
 02-3741 48-8123
 E-mail g-ed@tagatown.jp

田んぼの学校 その③

水稲の収穫！
 今年5月の田植えに始まった、農業体験パイロット事業「田んぼの学校」。



▲大滝小学校稲刈り作業（5年生）。「お米を食べられるまで育てるのはたいへんやなあ…」

はや6カ月が経過し秋の実りをむかえました。みんな元気に田んぼに入り収穫に励みました。しかし今年は、長雨と気候の不順により全国的にも水稲は例年に比べやや不良という話ですが、子どもたちは自然の中で作物を育てる難しさを実感したようです。

大滝小学校では、地域の指導者の方から指導を受け、鎌を使って昔ながらの手作業で稲を刈り、天日干しによる乾燥を行い、

水稲の一連の作業を終えました。

田んぼの学校 その④

畑作業

多賀小学校は、木曾の畑をお借りし水稲以外にもさまざまな野菜づくりにもチャレンジしています。一つの作物をつくる喜びを感じているのか、子どもたちは遊ぶことなく一生懸命作業に打ち込んでいます。



▲大根の間引き作業（3年生）



▲「けっこういっぱいあるなあ。」



▲「ごんべえ」を使っての大豆の種まき（3年生）。「なかなかまっすぐ行かへんなあ。」

自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原動機付き自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険です。車検制度のないバイク・原動機付き自転車は、とくに期限切れやかけ忘れにご注意を！

15年度後期 小学生(キッズ)ハンドボール教室

彦根市ハンドボール協会では、彦根市・多賀町近隣の小学1年生から6年生までを対象に、ハンドボール教室を開催しています。
 健康の保持増進のため楽しく体を動かす、ハンドボールをとおして、仲間づくりをしてみませんか。

練習日時■11月29日(土)、12月6日(日)、

同20日(土)、平成16年1月18日(日)、同

25日(日)、同2月8日(日)、同15日(日)、

同22日(日)の9時30分～11時30分

練習場所■プリチストン体育館(彦根市高宮町)

その他■参加料：2000円(予定)・

スポーツ傷害保険に加入

問い合わせ■申し込み先■前川和彦

根市高宮町 02-22-1065(携

帯)090-89930-0360/小林弘

和彦根市南川瀬町 02-25-10

500(携帯)090-88883-4238

大津地方事務局彦根支局における 商業・法人登記事務のコンピュータ処理が始まります

12月8日(月)から彦根市・犬上郡および愛知郡内の商業・法人登記事務をコンピュータによって処理することとなります。

これにより、商業・法人登記簿の謄本・抄本に代えて「登記事項証明書」を、代表者の資格証明書に代えて「代表者事項証明書」を発行します。

また、閲覧はできなくなりますので、これに代えて、一定の登記事項を要約して記載した「登記事項要約書」を発行します。

問い合わせ先■大津地方事務局彦根支局 022-0291

第55回人権週間

12月4日から同10日まで「人権週間」です。家庭で、職場で、学校で、部落差別、男女差別、外国人差別などの人権を考える週間です。今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、人権擁護委員・法務局・役場総務課まで、気軽に相談ください。

ご相談は…大津地方事務局彦根支局

022-0242/子どもの人権

10番 077-5222-01

0/女性の人権ホットライン 077-522-4669

人権擁護委員

このたび、多賀町では次の方が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、日常生活に接しつつ基本的な人権が侵されることのないように監視し、人権を擁護していくという任務をもった方です。

皆さんが人権を侵されて困っていると思われるような場合には、気軽に人権擁護委員に相談してください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

【人権擁護委員】

大道英昭氏(多賀町一ノ瀬334)

049-0555

陸・海・空自衛官採用試験

【自衛隊生徒】
 対象■中学校卒業(見込み含む)17歳未満の男子
 受付期限■平成16年1月6日(火)

試験日■1次(平成16年1月10日)2

次(平成16年1月23日)同26日(日)

問い合わせ先■自衛隊彦根募集事務所

(彦根市旭町1-24 田中第2ビル

1階)026-0507

「存じますか?」 検察審査会

犯罪にあわれない、事故にあわれない、自分だけと思っていないか。しかも、もし万一犯罪にあっても警察や検察が罪を暴いてくれる、とだれもがそ

う思っています。でも不起訴処分といって、裁判所に訴えを起こすことができなことも起きてしまいます。

そこで、犯罪にあつた人が起訴してほしいと再審査を求める方法として『検察審査会』制度がつけられています。選挙人名簿から無作為に選ばれた11人の方々が努めます。明日あなたにお呼びがかかるかも。

問い合わせ先■彦根検察審査会(大津

地方裁判所彦根支部内)022-

0167

滋賀県立大学移動公開講座

日時■12月13日(土)13時30分～15時20分
 場所■勸学館八幡町分館(近江八幡市鷹飼町105-2)

講師■山根浩二氏(滋賀県立大学工学部教授)

演題■子どもたちの未来を支える新工

ネルギー

対象■高校生以上の方

参加費■無料

定員■80人

申し込み方法■住所・名前・電話番号を

ご記入のうえ、電話・ハガキ・FAX

・Eメールのいずれかで、滋賀県

立大学交流センターまでお申し込み

ください。

問い合わせ■申し込み先■滋賀県立大

学交流センター T0562-8553

3彦根市八坂町2500 0268-

8210(F)068-8473 (FAX) Kakaku@office.usp.ac.jp

保健センター行事

(平成15年12月)

行事名	実施日	受付時間	場所	対象者
すくすく相談	12月16日(火)	10:00~11:00	多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷	子どもさんの健康、子育てについて等子どもさんに関するご相談を受け付けています。
すこやか相談	12月9日(火)			ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。
生き生き相談	12月2日(火)			「最近、物忘れがひどくなったかな?」と不安に思われる方ならどなたでもご相談ください。
介護相談	随時			痴ほうや寝たきり等の方のお世話でお困りの方
整形外科健診	12月24日(水)	13:40~14:00		H15年9月・10月生まれの乳児
乳児健診	3~4ヶ月児(離乳食教室)	12月15日(月)		H15年8月生まれの乳児
	9~10ヶ月児		13:00~13:15 13:15~13:30	H15年2月生まれの乳児
2歳6ヶ月児歯科健診	12月2日(火)	13:00~13:15		H13年5月・6月生まれの幼児
3歳6ヶ月児健診	12月10日(水)		H12年5月・6月生まれの幼児	
予防注射	三種混合	12月5日(金)	13:30~14:30	(1期初回)生後3ヶ月~90ヶ月までの乳幼児で3~8週の間隔を置いて3回の接種を済ませていない乳幼児
	ツベルクリン反応検査	12月17日(水)		(1期追加)1期初回3回を接種後、1年以上たった幼児
	B C G	12月19日(金)		生後3ヶ月~48ヶ月の幼児で、ツベルクリン反応検査、BCGが未接種の幼児

☆各健診および予防接種には必ず母子手帳・予診表をご持参ください。

☆2歳6ヶ月児歯科健診、3歳6ヶ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。

☆9~10ヶ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひおいでください。

多賀町福祉保健センター ふれあいの郷

トレーニング室からのお知らせ

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で健康セミナーを開催しています。12月~1月は運動不足解消教室です。

「春までに運動不足を解消しよう!」をテーマにしています。なお、通常のトレーニング室のご利用には、利用講習会を受講していただく必要があります。

ぜひ、受講していただき健康づくりにお役立てください!

〈運動不足解消教室〉	〈利用講習会〉
12月 9日(火) 10:30~11:15	12月 9日(火) 13:30~14:30
20日(土) 13:30~14:15	20日(土) 14:30~15:30
20日(土) 18:00~18:45	20日(土) 19:00~20:00

【利用対象者】 18歳以上の方
【利用料】 町内在住・在勤の方 200円
 町外の方 300円
【その他】 運動のできる服装・運動靴・タオルをご準備ください。
【トレーニング室利用時間】
 10:00 12:00 13:00 20:30
 月~土

12月にトレーニング室が利用できない日
 毎週日曜日、第2・第4月曜日、祝祭日、年末年始

おめでた・おくやみ

9月21日~10月20日 届出分【環境生活課】

生まれました

- ★平塚 順丈 (多賀) 勝 弘 友 美
- ★深田 征那 (藤瀬) 正 人 登紀子
- ★中居 龍舞 (多賀) 泰 智 ゆう子
- ★廣田 美紅 (四手) 和 俊 真由美

おくやみ申しあげます

- ◆小菅 圭津 (敏満寺) 83歳
- ◆木崎壽賀子 (富之尾) 86歳
- ◆西川 亮 (久徳) 58歳
- ◆吉田 やの (八重練) 94歳
- ◆高田 義道 (多賀) 92歳
- ◆小沢 嘉彦 (多賀) 64歳
- ◆澤 良之 (久徳) 63歳

結婚しました

- ♥野村 尚司 (中川原)
- ♥小野 江美 (中川原)
- ♥樋口 幹氏 (敏満寺)
- ♥樋口 満子 (敏満寺)

たばこを買うときは、地元の小売店で買しましょう。

税の 知ってますか?
 こんなこと あんなこと
 税務課 有2-2041 (電)48-8113 E-mail zei@tagatown.jp

まもなく『年末調整』の時期です!

◆生命保険料等証明書をそろえておきましょう

「年末調整」は、給与所得者の月々の給料から差し引かれている源泉所得税の総決算をする手続きであり、確定申告に代わる重要な手続きで、この年末調整によって1人1人の税額が確定し、その納税は完了することになります。

年末調整とは…

給与等から源泉徴収された所得税の合計額は、その年の給与総額に対して納めなければならない年税額と一致しないのが通常です。

これは、結婚や出産などにより年の途中で扶養親族等の数に変動があることや、生命保険料控除や配偶者特別控除などは、年末調整の際に控除が行われることなどの理由によるものです。

このために、その年の最後の給与等の支払を受けるときに、過不足額の清算が行われます。

これを年末調整といい、大部分の給与所得者の方は、

今月の町税 (納期限12月1日) 国民健康保険税 第7期

環境生活課からのお知らせ 有2-2031 有48-8114 E-mail kankyo@tagatown.jp

11月は国民年金制度推進月間です

暮らしに安心! 国民年金

やがて訪れる長い老後。核家族化や平均寿命の伸びによる社会環境の変化により、個人の貯蓄や家族間の仕送りだけでは、豊かな老後を送ることができなくなっています。

このため、社会全体で高齢者世代を支える「公的年金」は、老後になくなくてはならない制度であり、現在高齢者世帯の95%以上が公的年金や恩給を受けておられます。

納めましょう! 保険料

国民年金は、国が責任をもって運営し定期的に制度を見直すことにより長期にわたった安定を図っています。ま

燃えないごみの指定袋の導入

10月1日から燃えないごみを指定袋に入れて出していたくよう、お願いしましたところ、町内各字で早速お取り組みいただきました。

ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。指定袋を導入後は燃えないごみの量は確実に減っておりますが、

た、年金額の3分の1を国が負担し年金額も物価が上がれば受け取る年金額も上がる「自動物価スライド制」です。さらに納めていただいた保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

国民年金は、老後の生活を守る「たいせつな年金」です。老後の生活を支える年金を確実に受けていただくために、保険料の納付は義務づけられています。

老後・年金について考えましょう

11月は、国民年金制度推進月間です。この機会にあらためてあなたの老後、あなたの年金について考えてみませんか。

まだ、スプレー缶など「違反ごみ」が混入しているケースが見受けられます。

「指定袋100%使用」と、「違反ごみゼロ」に向けて住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。